

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                            |
|-------|---------------------------------|
| 25    | 千葉県 自立支援医療費(育成医療)に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千葉県は、自立支援医療費(育成医療)に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

千葉市長

## 公表日

令和7年12月9日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務                                      |  |
|---|--|
| ①事務の名称  | 自立支援医療費(育成医療)に関する事務  |
| ②事務の概要  | 保護者の住所が千葉市にあり、身体障害者福祉法第4条別表に該当する障害が現存する、又は放置すると将来別表に該当する障害が残ると思われる児童に対し、生活力を付与するために、指定育成医療機関で医療の給付を行うための認定を行う。   |
| ③システムの名称  | 保健医療・衛生情報システム、業務共通システム(庁内システム/統合宛名システム)、中間サーバ  |
| 2. 特定個人情報ファイル名  |  |
| 自立支援医療(育成医療)支給認定ファイル                                      |  |
| 3. 個人番号の利用  |  |
| 法令上の根拠  | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表 84の項<br>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって第百四十七条で定めるもの   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携                                  |  |
| ①実施の有無  | <選択肢><br>[ 実施する ]<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定  |
| ②法令上の根拠   | 番号法第19条第8号 第2条の表 108、109、110、26、87、56の2の項<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令<br>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって第百四十七条で定めるもの |
| 5. 評価実施機関における担当部署   |  |
| ①部署   | 千葉市保健福祉局健康福祉部健康支援課   |
| ②所属長の役職名  | 健康支援課課長  |
| 6. 他の評価実施機関   |  |
| なし  |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求                                    |  |
| 請求先   | 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟5階<br>千葉市役所 総務局 総務部 政策法務課 市政情報室 043-245-5716   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ                                  |  |
| 連絡先   | 〒260-0025 千葉市中央区問屋町1-35 千葉ポートサイドタワー11階<br>千葉市役所 保健福祉局 健康福祉部 健康支援課 043-238-9925   |
| 9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span> |  |
| 適用した理由  |  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |   |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1,000人以上1万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年7月18日 時点  |
| 2. 取扱者数                                |   |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]<br><選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満  |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年7月18日 時点  |
| 3. 重大事故                                |   |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]<br><選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし  |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                    |           |  |
|--|-----------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]  |           | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                   |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用   |           |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か          | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない                            |           |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない |           |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                                 | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)          |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                                    | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |

| 7. 特定個人情報の保管・消去                 |   |   |
|---------------------------------|---|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か     | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない |   |   |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か           | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠                           | 住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 |   |

|   |  |
|---|--|
| <b>9. 監査</b>  |  |
| 実施の有無   | [ <input type="checkbox"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査  |
| <b>10. 従業者に対する教育・啓発</b>   |  |
| 従業者に対する教育・啓発  | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;">           [ <input type="checkbox"/> 十分にしている ]         </div> <div style="width: 55%;">           &lt;選択肢&gt;<br/>           1) 特に力を入れて行っている<br/>           2) 十分にしている<br/>           3) 十分にしていない         </div> </div>   |
| <b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b> [ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する |  |
| 最も優先度が高いと考えられる対策  | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;">           [ <input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]         </div> <div style="width: 55%;">           &lt;選択肢&gt;<br/>           1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br/>           2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br/>           3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br/>           4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br/>           5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br/>           6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br/>           7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br/>           8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br/>           9) 従業者に対する教育・啓発         </div> </div> |
| 当該対策は十分か【再掲】  | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;">           [ <input type="checkbox"/> 十分である ]         </div> <div style="width: 55%;">           &lt;選択肢&gt;<br/>           1) 特に力を入れている<br/>           2) 十分である<br/>           3) 課題が残されている         </div> </div>   |
| 判断の根拠   | ① ユーザ認証の管理を行っている。<br>② アクセス権限の発効・失効の管理を行っている。<br>③ アクセス権限の管理を行っている。<br>④ 特定個人情報の使用の記録、分析を行っている。  |

## 変更箇所

| 変更日        | 項目                                  | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|-------------------------------------|---|--|------|-----------|
| 平成31年4月4日  | I 関連情報 3. 個人番号の利用                   | 番号法第9条第1項 別表第一の84の項<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条第1項、第4項                                  | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の84の項<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条 | 事後   |           |
| 平成31年4月4日  | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携     | 番号法第19条第7号 別表第二の108、26、87、56の2<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条、第19条第1項、第44条第1項、第30条第11項 | 番号法第19条第7号 別表第二の108、109、110、26、87、56の2<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条、第19条、第44条、第30条      | 事後   |           |
| 平成31年4月4日  | I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名    | 課長 福田 峰子  | 健康支援課長   | 事後   |           |
| 平成31年4月4日  | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か        | 平成27年7月1日   | 平成31年1月4日  | 事後   |           |
| 平成31年4月4日  | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か        | 平成27年7月1日   | 平成31年1月4日  | 事後   |           |
| 平成31年4月4日  | IV リスク対策                            |   | 新規   | 事後   |           |
| 令和3年10月26日 | I 関連情報 4情報ネットワークシステムにおける情報連携②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号  | 番号法第19条第8号   | 事後   |           |
| 令和3年10月26日 | I 関連情報 5. ①部署                       | 千葉県保健福祉局健康部健康支援課  | 千葉県保健福祉局健康福祉部健康支援課   | 事後   |           |
| 令和3年10月26日 | I 関連情報 8. 連絡先                       | 〒261-8755 千葉県美浜区幸町1丁目3番9号<br>千葉県総合保健医療センター2階<br>千葉県役所 保健福祉局 健康部 健康支援課<br>043-238-9925                                     | 〒261-8755 千葉県美浜区幸町1丁目3番9号<br>千葉県総合保健医療センター2階<br>千葉県役所 保健福祉局 健康福祉部 健康支援課<br>043-238-9925                                      | 事後   |           |

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|--|--|------|-----------|
| 令和7年12月9日 | I 3法令上の根拠   | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の84の項<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表 84の項<br>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって第百四十七条で定めるもの   | 事後   |           |
| 令和7年12月9日 | I 4②法令上の根拠  | 番号法第19条第8号 別表第二の108、109、110、26、87、56の2<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条、第19条、第44条、第30条      | 番号法第19条第8号 第2条の表 108、109、110、26、87、56の2の項<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令<br>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって第百四十七条で定めるもの | 事後   |           |
| 令和7年12月9日 | I 7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求                            | 〒260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター2階<br>千葉市役所 総務局 総務部 政策法務課 市政情報室 043-245-5716   | 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟5階<br>千葉市役所 総務局 総務部 政策法務課 市政情報室 043-245-5716   | 事後   |           |
| 令和7年12月9日 | I 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ                          | 〒261-8755 千葉市美浜区幸町1丁目3番9号 千葉市総合保健医療センター2階<br>千葉市役所 保健福祉局 健康福祉部 健康支援課 043-238-9925  | 〒260-0025 千葉市中央区問屋町1-35 千葉ポートサイドタワー11階<br>千葉市役所 保健福祉局 健康福祉部 健康支援課 043-238-9925   | 事後   |           |
| 令和7年12月9日 | II 1対象人数、2取扱者数 いくつかの時点の計数か                        | 平成31年1月4日 時点   | 令和7年7月18日 時点   | 事後   |           |
| 令和7年12月9日 | IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か       | 新設   | 十分である  | 事後   |           |
| 令和7年12月9日 | IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠 | 新設   | 住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。  | 事後   |           |

| 変更日       | 項目   | 変更前の記載 | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--------|---|------|-----------|
| 令和7年12月9日 | IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策   | 新設     | 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策  | 事後   |           |
| 令和7年12月9日 | IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】       | 新設     | 十分である   | 事後   |           |
| 令和7年12月9日 | IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠 | 新設     | ① ユーザ認証の管理を行っている。<br>② アクセス権限の発効・失効の管理を行っている。<br>③ アクセス権限の管理を行っている。<br>④ 特定個人情報の使用の記録、分析を行っている。 | 事後   |           |
|           |  |        |   |      |           |